

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：寺領・月の子棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

寺領・月の子の棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

○中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金による農地維持・地域資源保全活動により、耕作放棄地の拡大を防止し、令和6年度まで寺領・月の子の棚田における耕作放棄率20%の現状を維持する。

・担い手の確保

○地域おこし協力隊制度等を活用しながら、担い手を現状1名から、2名以上の確保を目標に取り組む。

○地域の担い手である安芸太田元気村や栲百姓屋と連携し、寺領・月の子の棚田の保全に取り組む。

○大学連携によるボランティア受け入れ事業等により、棚田に植えられた、町を代表する特産品である祇園坊柿の収穫作業等に、現状と同じ年間のべ10名以上の受け入れに取り組む。

・生産性・付加価値の向上

○令和6年度までに、寺領・月の子の棚田における農地集積について、稲作については栲百姓屋へ現状3.5haを4.0ha、祇園坊柿については安芸太田元気村へ現状1.6haを2.0haへと集約を図る。

○担い手である栲百姓屋へ、稲作のためのコンバインや畦ぬり機等の高性能農業機械の導入補助を行う。

○高齢化が著しいため、令和6年度までに寺領・月の子の棚田で、省力化と生産性向上のためのハンマーモア等やドローン、斜面草刈機等の導入を行い、除草については3haにおいて活用を行っていく。また、個人への草刈機購入への補助（2万円/台）、38台を行っていく。

○水稻共同防除作業のための防除機を1台追加導入し、2台体制とする。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

○高齢化に伴い生産量が減少している祇園坊柿の生産量を、安芸太田元気村との連携により、令和6年度までに年間7tから8tに増加させる。

・自然環境の保全・活用

○里山の手入れを行うことで、有害鳥獣の隠れ場所を減らし、令和6年度までに農作物の被害を減少させる。

○電気柵の柱や線等の機材更新や新規設置、檻2基の新規購入等により、水稻や柿等の農作物の被害面積を減少させる。

○町内小学校の干柿の加工実習体験学習を行い、現状と同じ年間のべ10名程度を受け入れる。

・良好な景観の形成

○令和6年度まで寺領・月の子の棚田における景観植物（ヒマワリ、コスモス、ソバ等）の

植栽を、休耕田に現状 5a から、目標として 10a に行っていく。

・ 伝統文化の継承

○ 地域に古くから伝わり、毎年 8 月に行っている円光寺盆踊りを次世代へ継承していく。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

○ 大学と連携したインターンシップを年間 10 名以上受け入れ、都市との交流事業を行う。

○ 毎年 10 月中下旬に、県内の主に広島市内の柿オーナー現状 16 組と地元 20 名を、目標として柿オーナー 20 組、地元 20 名により、収穫と地域交流を図るため収穫体験交流会を開催する。

○ 寺領・月の子の棚田地域において町の空き家バンク制度を活用して、増え続ける空き家を有効活用し、年間 1 件の定住を目指し地域への定住を促進していく。

・ 棚田を観光資源とした地域振興

○ 令和 6 年度までに、展望台や看板等の観光施設を設置し、農村景観百選に選ばれた寺領・月の子地域の美しい農村の風景を、訪れた観光客へ提供できる観光スポットとする。

・ 棚田を活用した祇園坊柿六次産業化の推進

○ 寺領味の里との連携により、令和 6 年度までに祇園坊柿加工食品のチョコちゃんの年間販売量を、2,500 個から 3,000 個に増加させる。なお、チョコちゃんは、2013 年モンドセレクション銅賞、日本最大級の全国お土産コンテスト「お土産グランプリ 2015」で準グランプリを受賞している。

3 計画期間

令和 2 年認定の月～令和 7 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・ 耕作放棄の防止・削減

○ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した耕作放棄地の発生防止に取り組む。

・ 担い手の確保

○ 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、寺領・月の子の棚田における担い手の確保を促進する。

○ 地域の担い手である安芸太田元気村や榑百姓屋と連携し、寺領・月の子の棚田の保全に取り組む。

○ 大学連携によるボランティア受け入れ事業等により、年間 10 名以上の柿の収穫作業等のボランティアの受け入れに取り組む。

・ 生産性・付加価値の向上

○ 寺領・月の子の棚田において、稲作は榑百姓屋へ集約し、祇園坊柿は安芸太田元気村へ集約を図る。また、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。

○ 担い手である榑百姓屋へ、稲作のための高性能農業機械の導入補助を行う。

○ 高齢化の進行に伴う安全の確保と労力軽減のため、法面等の自動草刈り機による草刈り

や、ドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を推進する。

○また、個人への草刈機購入への補助や、水稻共同防除作業のための防除機の導入を行っていく。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

○安芸太田元気村との連携により、祇園坊柿のブランド化を促進するとともに、生産量と販路を拡大する。

・自然環境の保全・活用

○寺領・月の子の棚田周辺の里山保全に取り組むことで、有害鳥獣による農作物への被害を防止する。

○電気柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

○町内小学校の干柿の加工実習体験学習を行う。

・良好な景観の形成

○寺領・月の子の棚田において景観植物（ヒマワリ、コスモス、ソバ等）の植栽を実施するなど、良好な景観を確保していく。

・伝統文化の継承

○地域に古くから伝わり、毎年8月に行っている円光寺盆踊りの継承により、伝統文化を次世代へと継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

○大学と連携したインターンシップを引き続き受け入れ、都市との交流事業を行う。

○祇園坊柿オーナー会との農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

○地域おこし協力隊制度等を活用して、移住・定住者の増加を図る。

○空き家バンク制度を活用して、地域に点在する空き家を有効活用して移住・定住者の増加を図る。

・棚田を観光資源とした地域振興

○農村景観百選に選ばれた寺領・月の子の棚田の付近に、展望台や看板等の観光施設を整備し、観光客へ美しい農村の棚田風景を提供できる環境を整備する。

・祇園坊柿を活用した六次産業化の推進

○寺領味の里や地域商社あきおたと連携し、祇園坊柿を原料としたチョコちゃん等（加工品）の販路を拡大する。

○祇園坊柿を原料とした新製品（加工品）の開発・製造・販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない大学生等は、ボランティア活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

寺領・月の子棚田協議会は安芸太田町、農業者、農業者団体、地域住民等をもって構成する。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項